

鹿野桜まつり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿野桜まつり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鹿野桜まつり事業に要する経費の一部を補助することにより、円滑な事業の運営と、本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鹿野桜まつりにおける次に掲げる事業とする。

- (1) ぼんぼり・ライトアップの設備更新・設置を行う事業
- (2) 来訪者、地域住民の安全確保と混雑緩和のための交通誘導・警備事業

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する鹿野桜まつり実行委員会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業にかかる報償費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いに

より交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、鹿野町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(鹿野桜まつり花火大会事業補助金交付要綱の廃止)

3 鹿野桜まつり花火大会事業補助金交付要綱(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条、第 10 条関係）

鹿野桜まつり事業補助金 事業計画（報告）書

1 事業の目的（大会趣旨等）

2 事業の内容

（1）ぼんぼり・ライトアップ事業

（2）交通誘導・警備事業

3 その他

様式第 2 号（第 7 条、第 1 0 条関係）

鹿野桜まつり事業(ぼんぼり・ライトアップ、警備)補助金 収支予算(決算)書

収入の部 (単位:円)

科目	金額	摘要
市補助金		
計		

支出の部

項	科目	金額	摘要
ぼんぼり・ライトアップ事業費			
交通誘導・警備事業費			
計			